

「川口市屋外広告物条例施行規則」の改正案及び「川口市デジタルサイネージガイドライン（素案）」に係るパブリック・コメントについて

○経緯・目的

近年普及しているデジタルサイネージについて、現在の屋外広告物条例及び同規則では明確な定義がなく、屋外広告物許可申請事務の取り扱いでデジタルサイネージを「光源の点滅」とみなし、その規制基準を準用してきました。

昨今デジタルサイネージの設置が増えておりますが、従来の広告物とは異なる特性を持つことから、屋外広告物条例施行規則の改正により、デジタルサイネージの定義を明確化するとともに、規制基準の見直しをおこないます。

また、屋外広告物条例施行規則の規制が及ばない光や音などについてはガイドラインを策定し、誘導をおこないます。

つきましては、上記基準等の策定にあたり広く市民からの意見等を参考にするべく、パブリック・コメント手続きをおこなうものです。

○規則改正概要

川口市屋外広告物条例施行規則において、デジタルサイネージを「映像表示装置を有する広告物」と定義するとともに、許可基準等の見直しを行うものです。

屋上利用広告及び壁面利用広告として設置されるデジタルサイネージについては、高所かつ大規模に設置される特性があることから、周囲への光害等の影響を鑑み、光源の点滅を伴う広告物の基準と同様の厳しい基準とします。

一方、サインポールや広告板等、建物から独立して設置されるデジタルサイネージについては、歩行者や車両などから捉えられる目線の低い位置に設置されるため、交通環境への影響があり、さらに、信号機の視認性に悪影響を及ぼすおそれがあることから、設置位置について、「信号機の前後 10 m の区間に設置する場合は道路から 3 m 以上後退する」規定を設けるものとします。

○ガイドライン策定概要

デジタルサイネージの特徴として、情報伝達性に優れ、多様な表現が可能である一方、光や音を発するものも多く、住環境等に悪影響を及ぼす恐れがあります。

しかし、光や音については、法や条例において規定が示されていないことから、新たにデジタルサイネージに関するルールを定める必要があります。

したがって、本市においては、表示面積や設置位置など、屋外広告物条例で規制できるものについては規則改正を行う一方、デジタルサイネージに表示する映像の輝度・音・画面切替速度・色などはガイドラインにて誘導することで、川口市の良好な景観形成を目指します。